

藤原定家の書写活動と『有房中将集』

日本文学／講師 岸本 理恵

一、はじめに

冷泉家時雨亭文庫には源有房^{〔1〕}の家集として『有房中将集』が二種所蔵され、ともに冷泉家時雨亭叢書第二十七巻『中世私家集三』に収録されている^{〔2〕}。いずれも本文としては既に書陵部蔵本によって知られてきたもので、冷泉家時雨亭文庫の本はそれぞれに書陵部蔵本の親本である。冷泉家時雨亭叢書の解題で井上宗雄氏は、この二種を区別するため、従来『私家集大成』の「有房Ⅰ」系統（書陵部甲本〔五〇一・三二〕）とされてきたものを、寿永百首の和歌を掲載した集であることから「寿永百首本」と呼び、もう一方の『私家集大成』の「有房Ⅱ」系統（書陵部乙本〔一五〇・五六七〕と丙本〔五〇一・三〇九〕^{〔3〕}）とされてきたものを「定家本」と称しておられる。

この「定家本」という命名の所以について、解題では「書写に定家が関与したところから『有房中将集』^{〔定家本〕}として立てることとした」とされ、具体的には定家の関与として次の三点を挙げる。

- 一、表紙の中央に記された「有房中将集」の文字が定家筆かと推測されること。
- 二、本文の筆跡について「一オ3行目あたりまで定家筆かと思われる」こと。
- 三、重ね書き、書き入れ、訂正のあとが多いが、「それらが定家の手になるものかどうかは確定できないが、同時代のものであることは間違いない」こと。

いずれも定家筆との断定は避け、場合によっては定家の関与が疑われることもあり得る表現となっている。加えて、定家監督書写本が多く公開され写真や影印を容易に確認できるようになった現在、この『有房中将集』^{〔定家本〕}（以下『有房中将集』と呼ぶ）の外題に見える筆跡も本文冒頭の筆跡も、定家とは認めがたいものである。それでもこれが定家本と呼びうるものであるのか、つまり定家の関与が認められるものであるのかというのを以下に考察するとともに、定家の書写工房における書写活動がいかなるものであったのか、その一端を探ってみたい。

二、『有房中将集』の書誌と定家書写本の範囲

まず、『有房中将集』の書誌を冷泉家時雨亭叢書の解題により確認しておく。大きさは縦二十一・四センチ、横十四・一センチの一冊本。本文料紙は楮紙の打ち紙で鳥の子紙が混ざる。装丁は綴葉装。五括から成り紙数は四十八枚。所収歌数は四百七十九首。本文墨付は九十四丁、筆跡については「初めの、一オ3行目あたりまで定家筆かとみられるが、そのあとは側近の筆である。いずれにしろ鎌倉初期の写である。なお、重ね書き、書き入れ、訂正のあとはかなり多い。それらが定家の手になるものかどうかは確定できないが、同時代のものであることは間違いない」とある。

本稿ではこの本について、定家本と認めうるものかどうか見ていこうとするものであるが、定家本つまり定家が書写に関与した本とは、全丁が定家の書写によるものに限らない。その認定できる範囲として広く認められているところは、片桐洋一氏によって冷泉家時雨亭叢書十七『平安私家集四』の解題に示されたところであろう⁽⁴⁾。すなわち、

(1) 全丁を定家自身が書写したもの

(2) 一部を定家みずからが書写し、残りを周辺の人に書写させて校閲したものの

(3) 全体を周辺の人に書写させたのちに校閲加筆したもの







であり、これらはいずれも定家の監督下に書写されたものである。定家書写本と認めうるというものである。冒頭のみが定家で本文の大部分を周辺の人が書写しているものや、定家の書写した本文がない場合でも、定家が外題や集付を認めていたり書き入れをしていたりする場合は定家監督書写本などと呼ばれ、広く定家の書写本として認められているもので、こうした本の方が定家自ら全丁を書写したもののよりも多く現存している。そして本文としては、いずれも実質的には定家が書写したものと同等の価値を持つものと認められるのである⁽⁵⁾。つまり本文の書写はすべて側近によるものであっても、外題や奥書を定家が認めていたり校閲加筆をしていたりする場合は、広く定家書写本と呼びうるということである。

『有房中将集』の場合、外題の筆跡は叢書の解題でも「推測」としておられるように、定家に酷似したものではあるが定家とは断定しがたい。後に出版された『冷泉家の秘籍』解説でもこの外題について、「定家様だが、やや力強さに欠けるところがあり、定家側近の手になる可能性なしとしない」とされる⁽⁶⁾。

冒頭の筆跡はどうか。先に引用したように叢書の解題では「一オ3行目あたりまで定家筆かとみられる」とあるが、稿者はこれを定家ではなく周辺の人物の筆と見ている。これについては後に詳述する。

本文の訂正等書き入れについて叢書の解題は「定家の手になるものかどうかは確定できない」とする。先引の解題が指摘するようにこうした書き入れは多いが、時雨亭叢書の影印で稿者が確認した限りにおいて、疑いなく定家と断定しう

【図1】『有房中将集』の重ね書き訂正

訂正のある箇所		訂正のない箇所	
	11オ3行目		11オ6行目
	94オ3行目		94ウ4行目
	16ウ6行目		94ウ6行目

るものは見当たらない。定家監督書写本によく見られるような、本文の上から濃い墨でなぞり書きした訂正であっても、本文と同筆であるものが多い。具体的に【図1】によって見てみよう。上段に挙げた箇所は、文字の上から太めの線でなぞり書きをしている。内容としては「や」の場合は語句が訂正されたものではなく、「ふつ」は「ほとけ」と書いたものを上から「ふつ（ぶつ）」と訂正している。いずれの場合も書き直された字は訂正をされる前の文字よりも太く、一見すると定家を加えたように見えるものであるが、他の箇所にある本文で訂正のない同じ文字（【図1】下段）と筆跡を比べてみると特徴が一致しており、本文と同筆による重ね書き訂正である⁽⁷⁾。『有房中将集』には集付もなく、このように、本文の書写に定家の筆が見られない場合でも定家監督書写本の指標となる外題や本文の加筆・訂正において、『有房中将集』には定家の関与がたやすくは見出すことができないのである。

三、冒頭部分の筆跡

外題や書き入れに定家筆のものが認められないとなると、この『有房中将集』を定家本と認めるために、残るは本文そのものの筆跡の検討となる。冒頭部分の筆跡が定家とは認めがたいものであることは前に少し触れたとおりである。『冷泉家の秘籍』でもこれを「本文は終始側近の筆だが、少なくとも三人以上の寄り合い書きとみるべきであろう」として、「定家等筆」とせず「藤原定家監督書写」としている⁽⁸⁾。ただし、『有房中将集』冒頭部分の筆跡については、次に挙げるように他の定家監督書写本の側近筆の中に同筆資料を多数見出すことができる（この人物を仮にAと呼ぶ）。

1 天理大学附属図書館蔵『秋篠月清集』第二筆

内題「式部史生秋篠月清集上」「式部史生秋篠月清集下」「百首愚草」等、目次や部立、所々の詞書のうち漢字の多いものは定家の筆。和歌はAの筆跡。また、上巻の奥には定家の筆跡で安貞二年（一二二八）の書写奥書がある。

2 天理大学附属図書館蔵『伊勢集』第二筆

外題と本文冒頭一面分は定家筆。以下の本文はA筆。わずかながら、定家が本文を重ね書きして訂正した箇所がある。

3 穂久邇文庫蔵『千穎集』第二筆

本文冒頭「千穎集序」から二丁にわたり漢文で書かれた序文は定家の筆。続く百首歌は冒頭の「春十一」や、十五丁表「心細十首」の部立は定家筆。和歌本文はAの筆。

4 穂久邇文庫蔵『檜垣姫集』

内題「檜垣姫集」は定家筆。本文は全丁A筆。所々に定家の訂正が見える。

5 大阪青山歴史文学博物館蔵『是則集』

現在の表紙は後補のものであるが、題簽として付された「是則集」は定家筆。題簽の料紙は二重丸に萩唐草文様で、これは後で述べる浅野家蔵『相模集』や冷泉家時雨亭文庫蔵『仲文集』などの定家本私家集に同様の料紙を表紙として

用いたものが複数見られる。したがって、もとは『是則集』にもこれらと同様の表紙があったのを、表紙を取り替える際に外題部分を切り取って題簽としたものと考えられる。内題は「これのり」とあり定家筆であるようだがやや勢いに欠ける。本文は冒頭からAの筆で、途中五丁裏の「恋部」は定家筆。集付も一部は定家の筆であろう。

6 大阪青山歴史文学博物館蔵『興風集』第二筆

外題「興風集」は定家だが内題「おきかせ」は本文のAと同筆。本文は冒頭一行目「寛平御時きさいの宮の歌合」のみ定家、以下はAの筆。本文の訂正や集付の一部は定家の筆であろう。

7 日本大学総合学術情報センター蔵『大齋院前の御集』下巻第三筆

外題や内題はない。上下巻を合綴して一帖となっている。下巻部分の本文は定家と二人の側近の三筆からなる。定家は「下巻」という見出し、それに続く冒頭を書写する。定家に続いてAとは異なる人物が書写し、下巻の墨付三十六丁のうち巻末部分の約六丁半のみをAが書写する。所々に定家の加筆訂正がある。

8 松岡家蔵『金槐和歌集』第二筆

外題と奥書「建暦三年十二月十八日」は定家の筆。本文は大半がAの筆だが、「春」「夏」などの部立や、所々の詞書で特に漢字の多い部分は定家が書写していることは、『秋篠月清集』や『千穎集』等と同様である。

9 大東急記念文庫蔵『公忠朝臣集』

外題「公忠朝臣集」は定家と思われるが、やや勢いに欠ける。内題「きむた、」および本文は全丁Aの筆。

10 冷泉家時雨亭文庫蔵『仲文集』

外題は定家と見てよいが、内題「仲文」はやや勢いに欠ける。所々の加筆訂正は定家の筆。本文は冒頭からAの筆である。

11 冷泉家時雨亭文庫蔵『恵慶集』上巻第二筆

外題および集付や訂正の筆は定家。本文は冒頭から二十一丁表一行目までが定家、残りはAの筆。冒頭を定家が書写するものは少なくないが、多くは冒頭の数行または二〜三丁程度であり、これほどの丁数を定家が書き続けるものは他

に例を見ない。

12 冷泉家時雨亭文庫蔵『伊勢大輔集』第一・三筆

外題・内題ともに定家筆で、本文には定家の加筆訂正が見られる。本文の筆跡は全丁にわたり側近のもの。十丁表八行目から十一丁裏七行目までの約二丁分は冒頭部分とは異なる側近筆（第二筆目）が見られるが、その他はすべてAの筆である。

13 穂久邇文庫蔵『物語二百番歌合』第二筆

冒頭一丁半を定家が書写し、三番右歌からをAが引き継ぐのは、私家集の書写と同じである。

この他に、『大式高遠集切』などの古筆切や歌学書・散文作品・記録の類にもこの筆跡を見出すことができる。この筆跡は管見に入った限りの定家監督書写本において最も多くの同筆資料が確認できるもので、また他の側近に比べて定家に比較的によく似た筆跡である。定家の書写工房において書写を助けた者の中でも有力な人物であると言えよう。

四、第二筆目以降の筆跡

『有房中将集』の書写分担は、冒頭から三丁表の四行目まであたりがこのAの分担と見られる。続く部分にも筆跡が交代している箇所が確認でき、それは次のようになっている。

- ① 冒頭から三丁裏四行目まで
- ② 三丁裏五行目から六十九丁表八行目まで
- ③ 六十九丁表九行目から七十三丁裏十行目まで
- ④ 七十四丁表一行目から巻末まで

【図2-1】【図2-2】には右の①から④の部分それぞれから「た」「人」を示した。「た」について見ると、①③は中央横画がほぼ水平であるのに対し、②④は右上に著しく傾斜している。「人」では①③が二画目を伸ばした上で一旦止めて

から「を」を書くのに対し、②④は「人」の二画目を「を」へつなげるため湾曲させているという特徴がそれぞれ一致する。よって①と③、②と④は同筆と認めよさそうである。冒頭の書写を分担したAが①③の部分を書写し、②④は別の人物（仮にBと呼ぶ）が担当したということになる。巻末あたりなどは全体を通して所々に急いだような筆となる部分があり、また一面の行数が七行の部分と十行の部分があつて、一見した際の印象は異なるが、特に④と別筆とする必要はないだろう。

こうして見ると『有房中将集』の書写は冒頭（①）と途中約四丁（③）を除いた部分（②と④）、つまり全九十四丁のうちの大部分が第二筆目の人物（B）によって書写されていることになる。この人物についても、先に見た第一筆の人物（A）と同様、数は少ないながら、次に挙げる同筆資料を見出すことができる。

1 冷泉家時雨亭文庫蔵『主殿集』第二筆⁹⁾

外題は定家、本文は冒頭の一丁表のみ定家、その後をBが書き継ぐ。所々に本文に加筆訂正が見えるが、必ずしも定家と即断できるものではない。




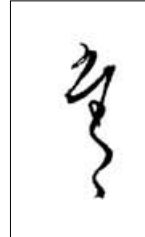
2 日本大学総合学術情報センター蔵『大斎院前の御集』下巻第二筆¹⁰⁾

先に示したとおり下巻冒頭が定家、その後をこのBが書き継ぎ、巻末はさらに別の側近（A）が書き継ぐ。書写分担の分量としては三つの筆跡のうちBの部分がもっとも多い。





この三つの集に共通するBの筆跡の特徴は【図3-1】【図3-2】である。【図3-1】の「た」は先に見た【図2-1】と比較して共通であることが確認できよう。【図3-2】の「おもふ」は「お」の最終画が右側から一度上に回り込んで「も」へ続くという特徴が共通している。

これらの同筆資料は『主殿集』『大斎院前の御集』下巻ともに、冒頭が定家筆、その後をBの筆跡が書き継いだものである。したがって、Bの筆跡についても定家の書写工房で書写に関わっていた人物のものと見ることができよう。よって、『有房中将集』は本文の同筆資料から、定家の書写工房で書写された写本である、す

【図2-1】有房中将集「た」

			
① (A筆) 1ウ5行目	② (B筆) 31オ1行目	③ (A筆) 70オ7行目	④ (B筆) 81ウ6行目




【図2-2】有房中将集「人を」

			
① (A筆) 2オ6行目	② (B筆) 8ウ7行目	③ (A筆) 71ウ1行目	④ (B筆) 94ウ5行目




なわち、定家本であると確認することができるものである。

このAとBの二人の筆跡による書写という点について少し言及しておきたい。先から挙げている『大齋院前の御集』(日本大学総合学術情報センター蔵)下巻は、冒頭の約二丁を定家、その後二十六丁を側近(b)が書写し、さらにその後、最後の約六丁は別の側近の筆(a)となる¹¹⁾。しかも、ここに見られる中間部分の書写を担当している筆跡(b)は『有房中将集』の第二筆目(B)と、巻末の筆跡(a)は『有房中将集』の第一筆目(A)と同筆である。つまりこの側近二人は、『有房中将集』を書写したときは二人のみで行っているが、別の時には定家と一緒に『大齋院前の御集』を書写しているということである。よって、AとBの二人の分担による書写という点から見ても、やはり『有房中将集』は定家の工房の中で書写

【図3-1】B筆「た」

		
有房中将 31オ1行目	主殿 40ウ9行目	大齋院前御下 15オ3行目

【図3-2】B筆「お」

		
有房中将 82オ2行目	主殿 53オ5行目	大齋院前御下 12オ8行目

されたものであると見ることができよう。

なお、一つの家集に複数の側近の筆が見られる定家監督書写本は、他にも先に挙げた『伊勢大輔集』がある。これも全丁にわたり側近の筆で書写される中で、途中約二丁分だけが別の側近筆となっている。『伊勢大輔集』では冒頭からの大部分を書写する筆跡が『有房中将集』のAと同じで、他に多くの同筆資料が確認できる人物である。

定家監督書写本にあって、側近の筆が複数見られる例はまだ報告が少ない。しかし、俊成の監督下に書写された私家集は、『中務集』(出光美術館蔵)では側近二筆による書写、『山家心中集』(宮本家蔵)では側近三筆による書写など、複数の側近によって書写され、加筆を除いては本文に俊成の筆跡による部分を持たないものが複数確認できる。定家の私家集書写活動は父俊成のありかたを継承していると考えられるものである¹²⁾。このことからすれば、定家においても定家が本文の書写を分担した部分を含まない写本があっても当然といえるのである。

五、まとめ

定家の加筆の跡が『有房中将集』には見られないことについて、そもそも『有房中将集』には勅撰集との重出歌が『新勅撰和歌集』にしかないため、これ以外の集付がないのは当然といえる。本文の訂正についても、側近の書写に問題がなければ書き加えることはないだろう。とすれば、集付や本文への加筆・訂正などがなかったとしても、定家の校閲を疑うという事にはならない。確かに、定家監督書写による私家集にはなごしか定家の書き入れのある集が多い。しかし、定家の私家集書写活動においては、冒頭のみを定家が書写したもののや全丁側近の筆によるものが大多数で側近の筆による分量が圧倒的に多く、一丁ずつの単位で見れば定家が何も書き入れない丁も少なくないのである。したがって、『有房中将集』に定家の加筆がないことも、偶然的に起こりうるものであろう。

外題が定家に似せた筆であることについては、例えば、体調不良などのために側近に外題までも任せたとすることも考えられるだろう。あるいは、書写当初は定家の外題が付けられていたものが、例えば傷みのために、似せたものを作って付け替えたという可能性も十分に想定できるところである。

よって、明らかな定家の痕跡が認められない私家集においても、『有房中将集』のように定家の工房において書写されたものと積極的に認定できるものがあるのである。本稿ではその指標として、他の定家監督書写本私家集にも見られる側近の筆跡を取りあげた。

定家の書写工房において定家の書写を支えた人々がどのような分担の仕方をしていったのか、また工房ではどのような書写活動が行われていたのかについては、いまだ明らかでないことが多い。定家監督書写本についての定義や認定基準を見直し拡大していくことで、その活動を明らかにしていくことは、定家の書写を経た現存本に負うところの大きい文学作品の本文研究において重要であると考ええる。

(注)

(一) 源有房は師行の男で生没年は未詳。数々の歌合に列した平安末期の歌人として知られ、

また養和元年十一月に中将となっていることが確認される。井上宗雄『平安後期歌人の研究』(笠間書院・一九七八年)などに詳しい。

(2) 冷泉家時雨亭叢書第二十七卷『中世私家集三』(朝日新聞社・一九九八年) 解題は井上宗雄氏。

(3) 書陵部蔵本の乙本と丙本は、本来は接続して一書をなしていたものが、後に二分されたものと考えられている。

(4) 冷泉家時雨亭叢書第七卷『平安私家集四』(朝日新聞社・一九九六年)

(5) 田中登「藤原定家の書の周辺」(『和歌をひらく第二巻 和歌が書かれるとき』岩波書店二〇〇五年)

(6) 財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家の秘籍』(朝日新聞社・二〇〇二年)の解説「『有房中将集定家本』の項。この解説については凡例において「解説および釈文は、赤瀬信吾・小倉嘉夫・田中登・橋本正俊・藤本孝一が分担執筆し、田中倫子も加わって相互に検討した」とある。

(7) 側近筆による本文のなごり書きについては他の私家集にも確認されている。家人博徳氏「自筆」に対する意識と意味」(家人博徳『中世書写論』俊成・定家の書写と社会―勉誠出版・二〇一〇年、「定家自筆」への視座』『國學院雑誌』第百八巻第七号・二〇〇七年七月初出)に詳しい。ただし、『有房中将集』においてこれらの訂正に何らかの意図があるか否かは疑問である。

(8) 注6に挙げた『冷泉家の秘籍』解題の凡例には次のようにある。

一部を藤原俊成や定家が書写し他を側近等が書写したものを「俊成(定家)等筆」、全丁を側近等に書写させ訂正等を施しているものを「俊成(定家)監督書写」などとしたが、これらも今後の研究によって変更される可能性がある。

(9) 冷泉家時雨亭叢書第十九卷『平安私家集六』(朝日新聞社・一九九九年)

(10) 日本大学文学部国文学研究室『大斎院前の御集』(日本大学図書館、一九六二年)

(11) 拙稿「藤原定家の書写活動と『大斎院前の御集』」(『尾道大学日本文学論叢』第七巻・二〇一一年・十二月)

(12) 田中登「藤原俊成の私家集書写活動」(『国文学』(関西大学)第八十一号・二〇〇年・十二月)

(付記)

本稿は、平成二十三年十二月三日、京都府立大学において行われた和歌文学会第百七回関西例会における口頭発表に基づくものです。席上、ご教示を賜りました諸先生方にお礼申し上げます。また、本稿は科学研究費補助金(研究活動スタート支援)「藤原定家の書写工房における古典籍の書写に関する研究」(2820060)における研究成果の一部です。